

危機管理マニュアル

(令和5年2月改訂)



長崎県立中五島高等学校

〒853-2303 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷162-1

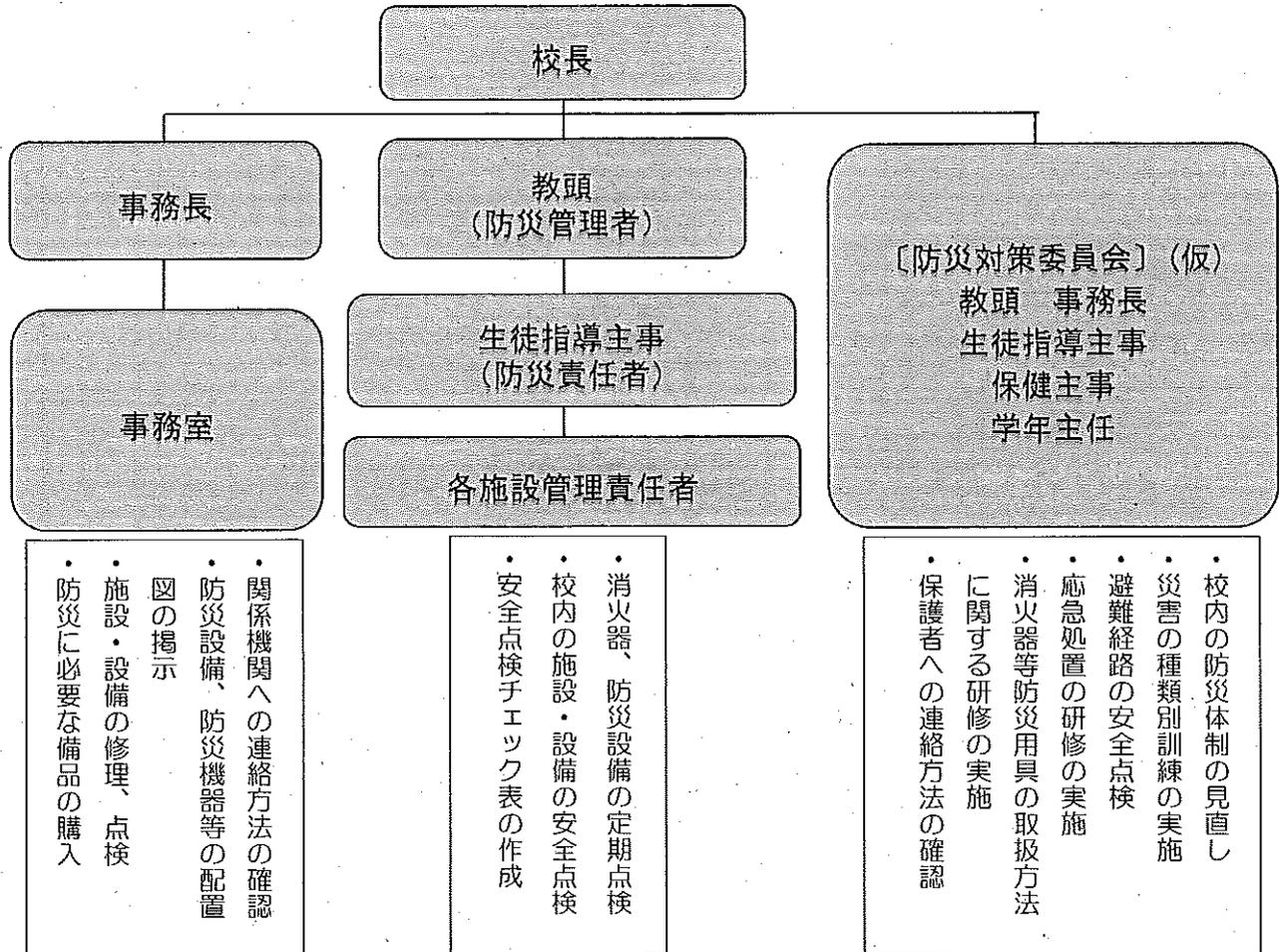
Tel 0959-44-0265 fax 0959-44-0440

目 次

I	事前の危機管理	p 1
	1 防災管理組織 2 点検 3 避難訓練 4 教職員研修 5 安全教育 【チェックリスト】	
II	事故発生時の基本対応	p 3
	1 連絡体制 2 応急処置 I 3 応急処置 II 4 救急車の出動要請 5 医療機関への搬送 6 AED設置について	
	・校内緊急時案発生時の対処、救急及び緊急連絡体制	p 4
	・救命処置の流れ（詳細な流れ図）	p 5
III	個別の危機管理	
	1 火災発生時の対応	p 6
	2 地震による災害発生時の対応	p 9
	3 気象災害（大雨・大雪・風水害）への対応	p 10
	4 弾道ミサイル発射に係る対応	p 11
	5 不審者への対応	p 12
	6 様々な事故への対応	p 14
	(1)交通事故への対応 (2)熱中症への対応 (3)頭頸部外傷への対応 (4)食物アレルギーへの対応（詳細） (5)救命処置の流れ	

I 事前の危機管理

1 防災管理組織



2 点検

(1) 施設・設備の管理・点検〔事務室〕

- ・ テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒・落下防止
- ・ 消火栓、消火器等の定期点検
- ・ 防災設備、防災機器等の配置図の掲示

(2) 避難経路の安全点検〔生徒支援部、事務室〕

- ・ 避難経路となる廊下や階段、出入口の確保（避難の妨げとなるロッカーや荷物などを置かない）
- ・ やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定
- ・ 校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定
- ・ 校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認（拡声器を使用）

(3) 通学路の安全点検〔生徒支援部〕（主に校舎周辺）

- ・ 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路の定期的な安全確認の実施
- ・ 通学路の危険箇所（ブロック塀の倒壊、水害時の道路の冠水の恐れ等）の確認

(4) 定期及び臨時の安全点検〔各施設管理責任者〕

- ・ 毎学期1回以上実施する。（学校保健安全法施行規則第28条）

3 避難訓練

- (1) 訓練が形式的にならないように、実践的な方法になるように工夫し、予告なし訓練も実施する。
- (2) けが等により自力で避難ができない生徒等がいる場合も想定し、避難方法や経路などを検証する。
- (3) 緊急避難場所及び避難所に指定されていることも想定し、地域の関係機関等と連携した訓練を推進する。
- (4) 危機管理マニュアルが実際に機能するかどうか避難訓練を基に検証し、マニュアルを改善する。

4 教職員研修

- (1) 危機管理マニュアルの内容を全教職員が理解する。
- (2) 必要に応じて次の研修を推進する。
 - ア 危機管理マニュアルの内容を理解する研修
 - イ 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
 - ウ 事故等発生時の対応訓練
 - エ AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
 - オ エピペンの使用方法などアレルギーへの対応に関する研修
 - カ 生徒の安全教育に関する研修
 - キ 生徒の心のケアに関する研修

5 安全教育

- (1) 学校安全年間計画に基づき、教育活動全体を通して実施する。
- (2) 生徒の危険予測・危機回避能力を養成する。
 - ア 学校外で地震が発生した場合の回避行動
 - イ 登下校中の危険箇所の把握
 - ウ 保護者との連絡方法の確認
 - エ 自宅の最寄りの緊急避難場所、避難所の確認
- (3) 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう正常化の偏見（バイアス）への理解を深める。

チェックリスト（文部科学省資料より）

自分の状況を振り返ってみましょう

- 自校の学校安全計画の内容を理解している。
- 自校の所在する地域のハザードを理解している。
- 事故や事件、自然災害が発生したときの自分の役割を理解している。
- AEDを含む応急処置を行うことができる。

勤務校では

- 危機管理マニュアルを全教職員が共通理解している。
- 学校安全計画に基づき、安全教育を計画的に実施している。
- 管理職が不在でも、事故や事件災害等が発生時に職員で対応できる。

II 事故発生時の基本対応

1 連絡体制 ※次ページ参照

2 応急処置

- (1) 事故発生場所（危険及び二次災害の発生がないことを確認）、または保健室で行う。
- (2) 応急処置は養護教諭が行うが、不在の場合は体育科教諭またはその他職員が行う。
- (3) 保健室の鍵は、職員室の養護教諭机上に保管。（簡易な救急箱も設置）

【応急処置後の事後措置・対応】

- ①休養が必要・・・養護教諭または対応職員から、担任及び教科担当者へ連絡する。

※1 授業時間帯の休養を原則とするが、状態により判断する。長時間の休養が必要な場合には、担任はその後の対応方法（早退など）を検討しておく。

- ②早退・・・養護教諭と担任（または学年職員）が相談の上、判断する。担任は必ず保護者へ早退する旨（状況説明も含む）の連絡を行い、状況によっては医療機関の受診を依頼する。

- ③状態回復・・・授業に戻り様子をみる。担任で様子を観察する。

3 医療機関への搬送

(1) 救急車の出動要請

(2) 救急車を利用しない場合

- ①保護者の承諾の上で医療機関へ連絡を入れ、状況を説明し、受け入れを依頼する。その後、保護者へ受け入れ先を連絡する。
- ②付き添いは養護教諭、または状況に詳しい職員とする。
- ③保護者が医療機関に到着するまでは、必ず傷病者に付き添う。保護者が来られない場合には、診察後の傷病者の対応（帰宅方法・学校へ戻るなど）を確認しておくこと。
- ④医師の診察後、状況を学校（教頭）へ報告する。また、保護者が医療機関へ来られない場合には、保護者にも状況を説明する。
- ⑤事故発見者（担任、教科担任、部顧問等）は、保護者に状況・経緯を説明しておく。

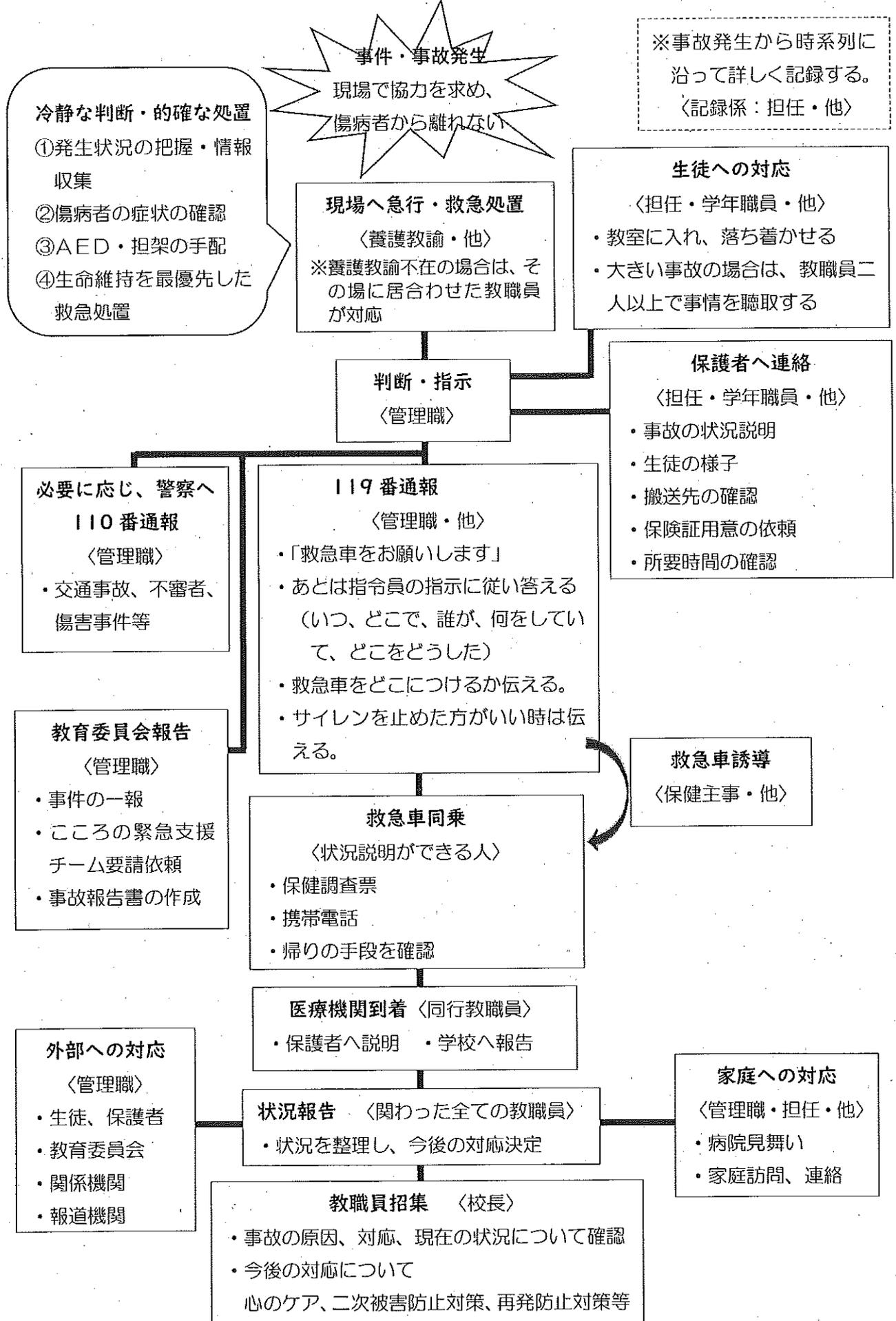
*医療機関一覧

医療機関名	診療時間	電話番号	備考
上五島病院	月～金 8:30～15:00	52-3000	救急は24時間対応
奈良尾医療センター	月～金 8:00～16:00	44-1010	学校医
奈良尾歯科診療所	火～土 8:30～18:30	44-1941	学校歯科医
若松診療所	月～金 8:30～17:15	46-3315	

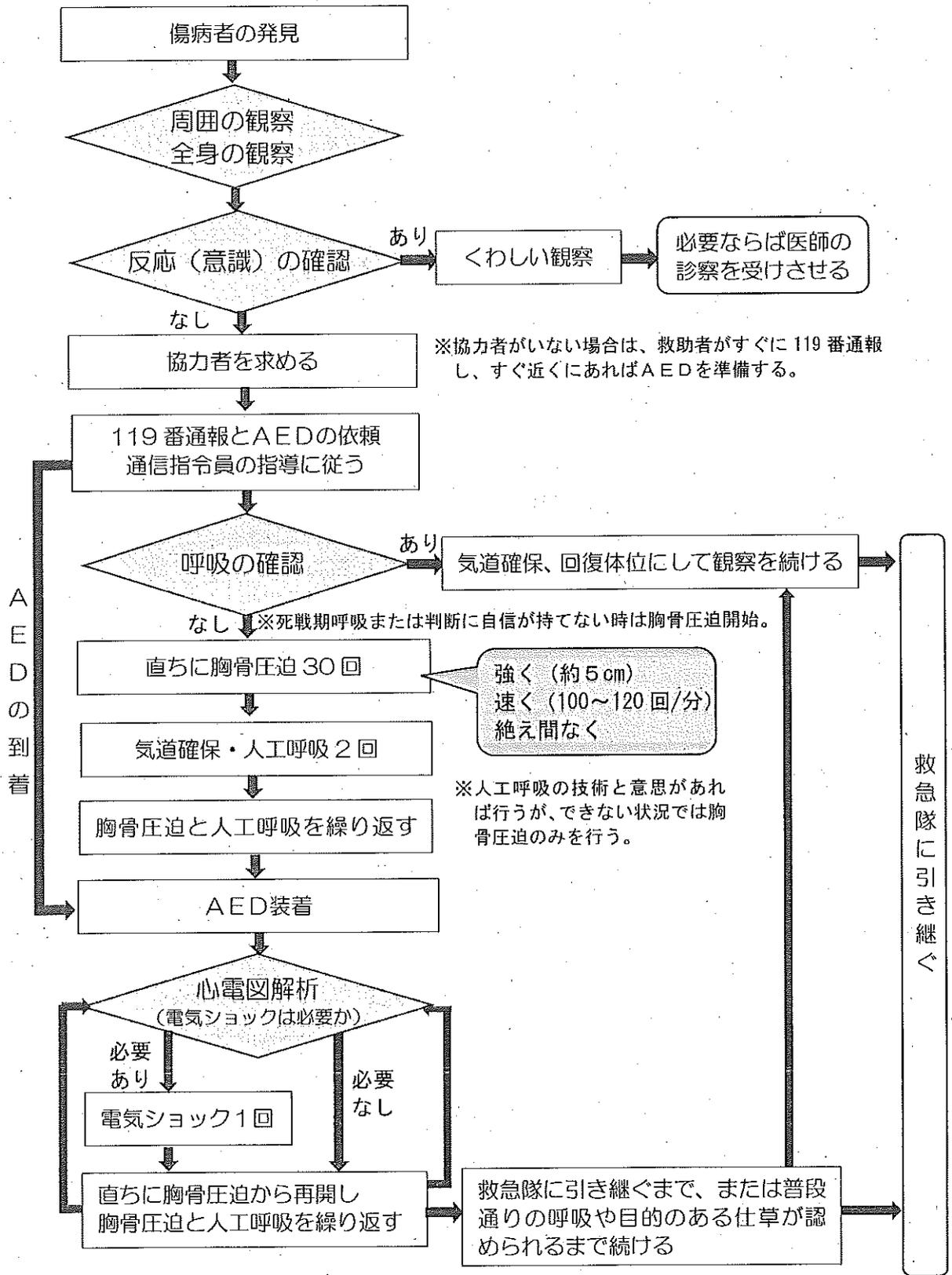
4 AED設置について

生徒玄関に「ハートスタートHS1」を設置。救急処置の方法は5ページの通り。運動部顧問は生徒玄関の鍵を常備すること。

校内緊急事案発生時の対処、救急および緊急連絡体制



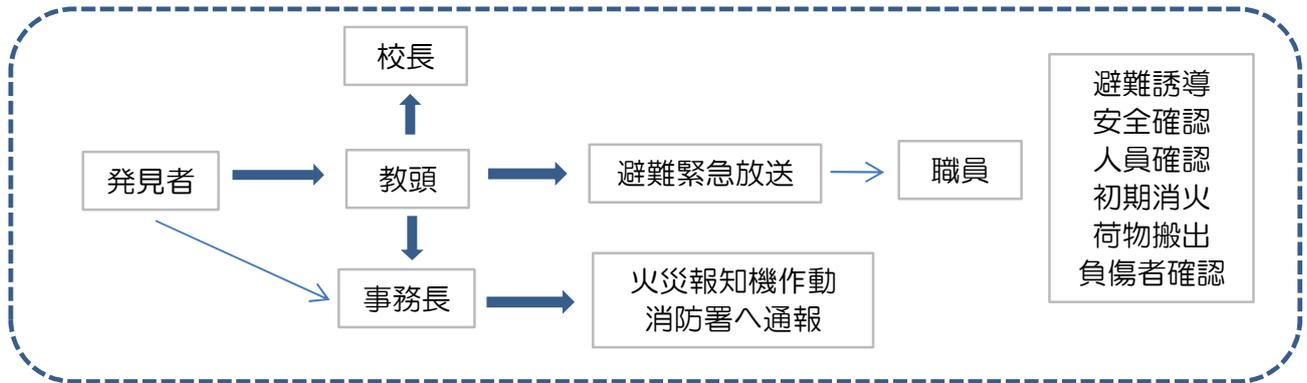
一次救命処置の流れ（心肺蘇生、AEDを用いた除細動）



Ⅲ 個別の危機管理

1 火災発生時の対応

(1) 連絡体制



(2) 避難場所

- 生徒玄関前。各クラス男女別に出席番号順に2列縦隊で整列。雨天時は体育館。
- 出火場所で避難場所は変わるので、緊急放送にて「緊急避難場所」を確認すること。

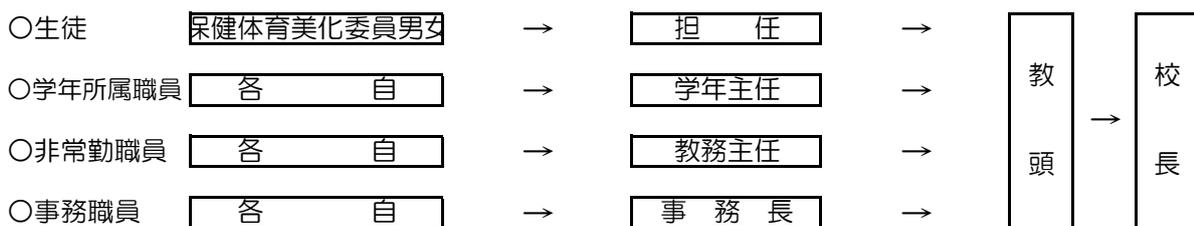
(3) 避難経路

- HR教室授業時の場合→1・3年生は海側階段、2年生は山側階段を使用。
- その他の教室授業時の場合→火災発生場所から遠い経路を判断し避難する。
- 詳細は別紙のとおり。（避難経路は避難訓練時の場合）

(4) 避難時の注意事項

- 上履きのままで避難すること。
- 廊下・階段では絶対に走って避難しないこと。
- ハンカチなどで口・鼻を覆うこと。
- 避難時は絶対にしゃべらないこと。
- 避難経路は、火災発生場所から遠い場所を判断して避難すること。

(5) 人員点呼の方法



(6) 消防車の出動要請

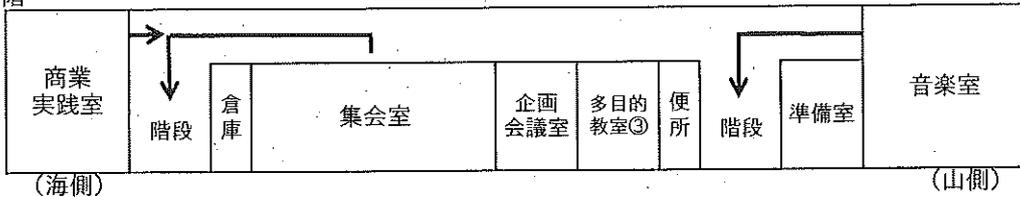
- 〔1〕事務室から「119」通報。同時に火災報知機の作動。
- 〔2〕伝える内容
 - ①火災消防の要請（消防局から救急か火災消防かを尋ねられる）
 - ②場所：中五島高校 火災発生場所 危険物有無の確認
 - ③状況を伝える（事故・災害や症状の内容）
「発生時刻・発生場所（何階か）・発生状況・負傷者の有無・現在の様子など」
 - ④通報者の氏名
 - ⑤消防車到着までの時間を確認しておく。
- 〔3〕サイレンが聞こえたら誘導にて火災発生場所付近まで案内する。
- 〔4〕負傷者がいる場合には、避難場所へ案内する。

7 消火器（初期消火）・消火栓の場所確認

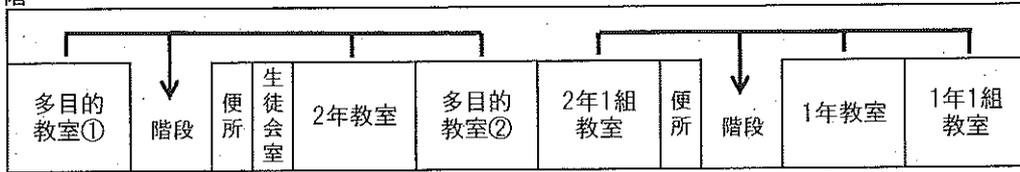
- 日頃使用する教室、施設などの消火器保管場所を確認しておくこと。
- まずは避難することが大切です。

<火災避難経路図(晴天時)> 集合場所:生徒玄関前広場

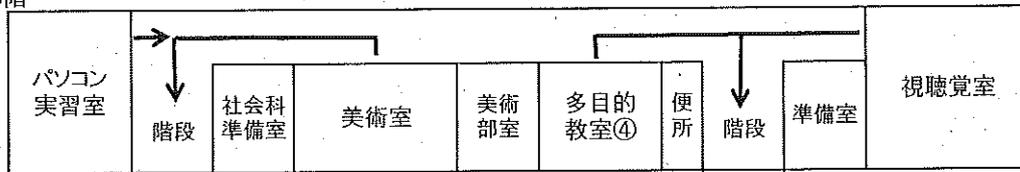
B棟4階



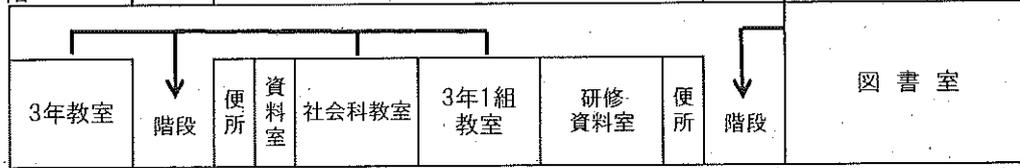
A棟4階



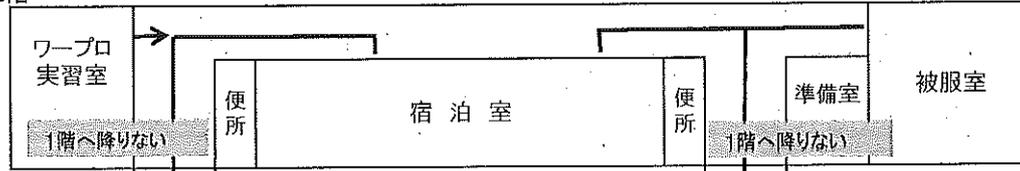
B棟3階



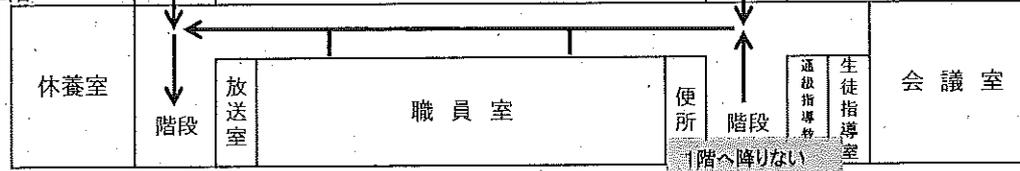
A棟3階



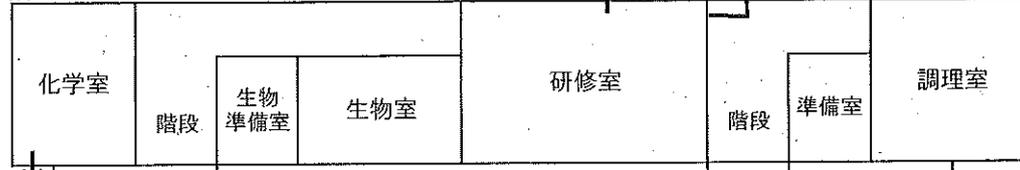
B棟2階



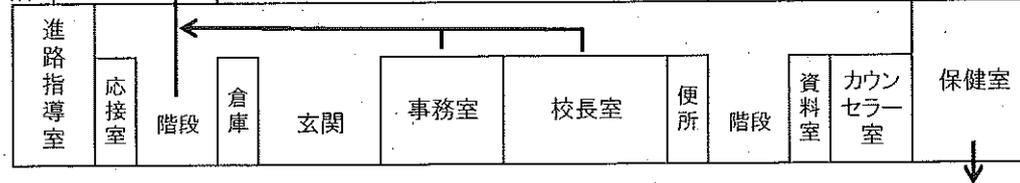
A棟2階



B棟1階

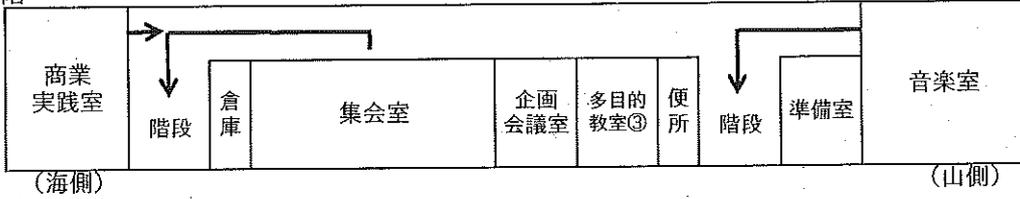


A棟1階

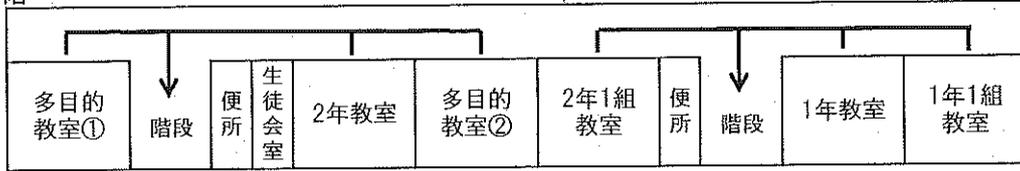


<火災避難経路図(雨天時)> 集合場所:体育館

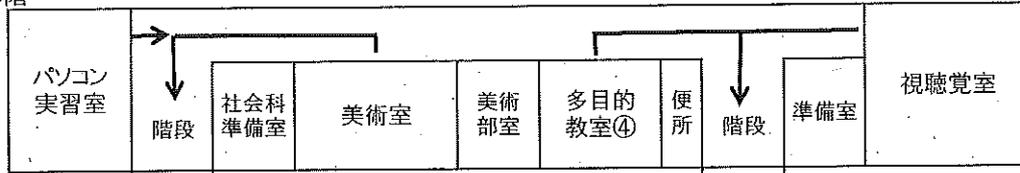
B棟4階



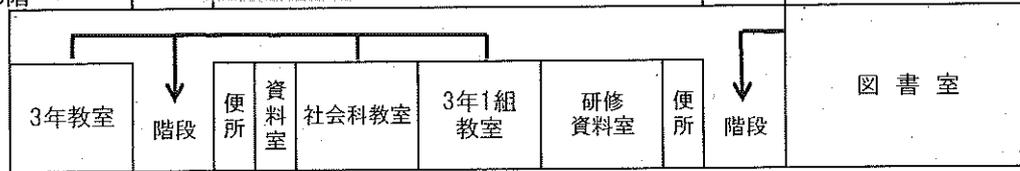
A棟4階



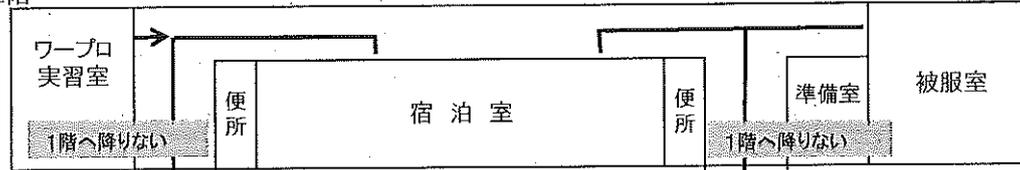
B棟3階



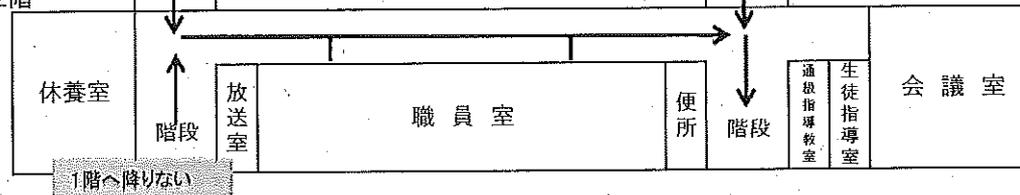
A棟3階



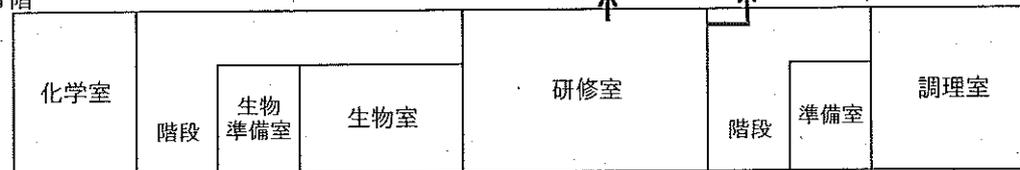
B棟2階



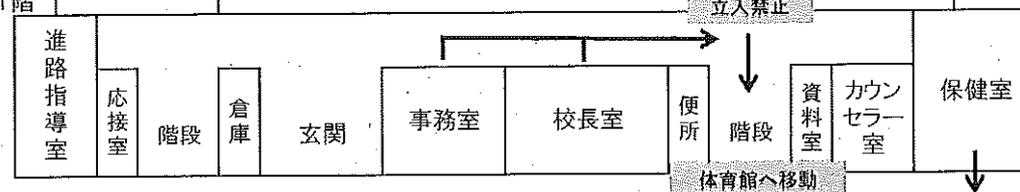
A棟2階



B棟1階

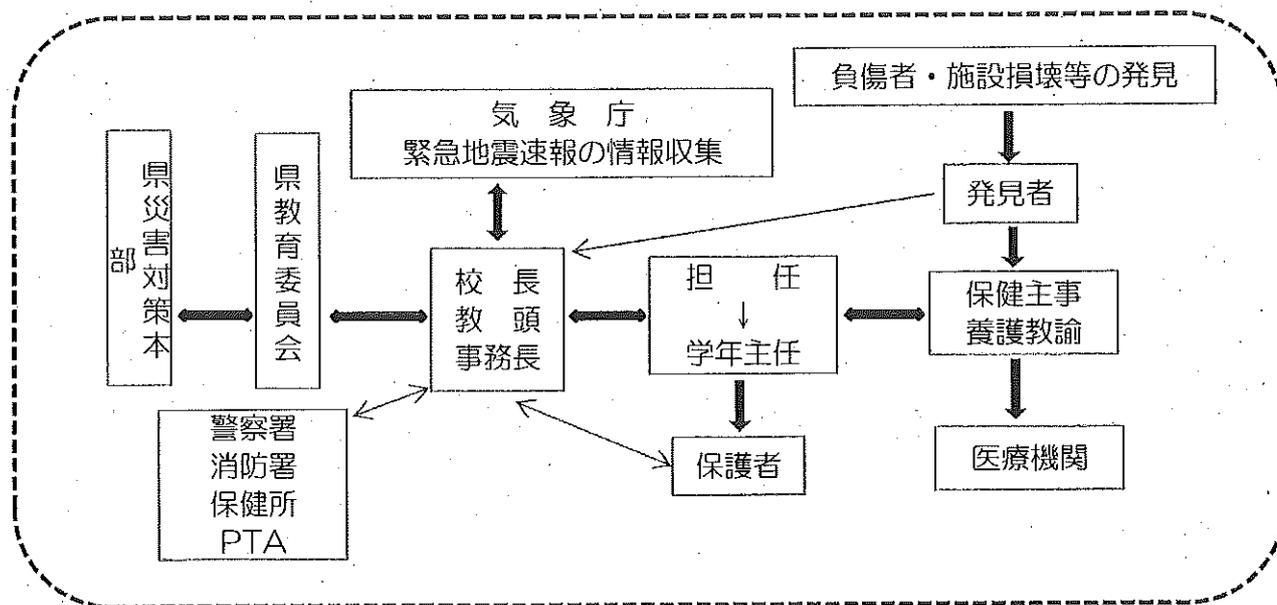


A棟1階



2 地震による災害発生時の対応

(1) 連絡体制



(2) 関係機関への通報内容

機 関 名	通 報 内 容
県教育委員会	生徒・職員避難状況、被災状況、学校被災状況
警 察 署	通学路の安全確保要請、犯罪・盗難に対する警戒警備
消 防 署	救命救急の要請、火災の発生状況、消火要請、水利状況、救出方法
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請
保 護 者	連絡網による協力要請、通学路安全確保、帰宅方法、残留生徒の保護方法
医 療 機 関	負傷者受け入れ要請、生徒の被災状況、治療状況
P T A	緊急連絡事項、医療機関の確認

(3) 地震発生時の対応

	職 員	生 徒
第1次避難	<ul style="list-style-type: none"> ○机の下にもぐる指示 ○落下物（蛍光灯）やガラス等の飛散物から身を守らせる ○出入口の開放 ○電源を切る、ガスの元栓を閉める ○動揺しないように落ち着かせる ○負傷者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○すばやく机の下にもぐる ○窓や壁と反対側に身を向け、落下物から身を守る。バック等で頭を覆う。 ○静かに指示を待つ ○近くの人を調べる

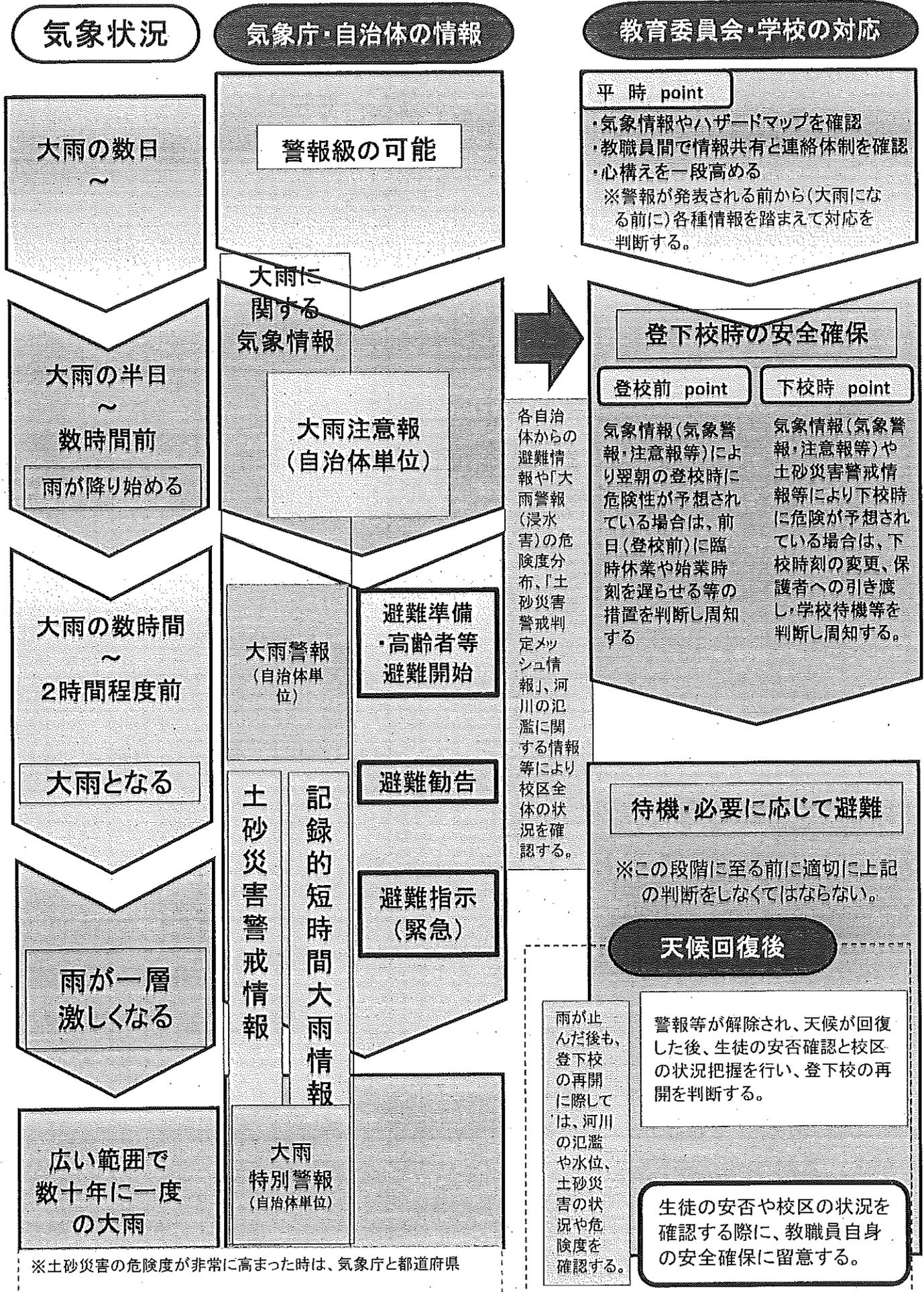
緊急放送で避難連絡

	職 員	生 徒
第2次避難	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路・避難場所の確認 ○避難の指示 ○落下物に注意させる ○避難場所での人員確認 ○負傷者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○すばやく順序よく非難 ○押さない、走らない、しゃべらない ○頭をかバン等で覆ったまま避難

(4) 避難経路及び避難場所

- 避難経路は、建物損壊・倒壊状況を判断し、直近の1階出入口へ向かう。
- 避難場所はグラウンド中央。防球ネット支柱の倒壊がある場合は、緊急放送により別場所に指示。
- 校内災害対策本部は、1階事務室とする。
- 本校は、町内地域住民の2次指定（自主）避難場所に指定されています。避難場所となった場合、避難所の運営は役場の職員が行いますが、設備を使用する際に補助を担当。

3 気象災害（大雨・大雪・風水害）への対応



4 弾道ミサイル発射に係る対応について

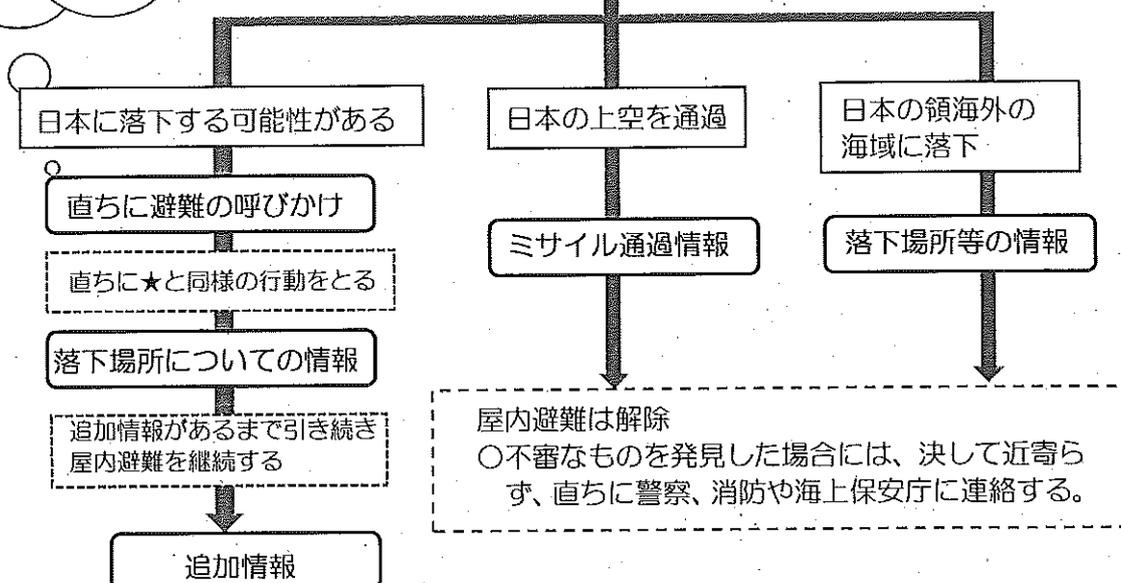
- 1 Jアラートによる事故発生時の連絡体制 ※4ページ参照
- 2 Jアラートによる学校における基本的な避難行動

弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射された模様です。建物の中又は地下に避難してください。

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、または地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。

★ 避 難 行 動	【学校にいる場合】
	〈校舎内の対応〉 地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守る。
	〈校舎外の対応〉 近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮蔽物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。
	【登下校中の場合】
	〈バスの場合〉 車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。
	〈自家用車の場合〉 ガソリンなどに引火する危険があることから、車を停めて近くの建物に避難し、周囲に避難できる場所がない場合は、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

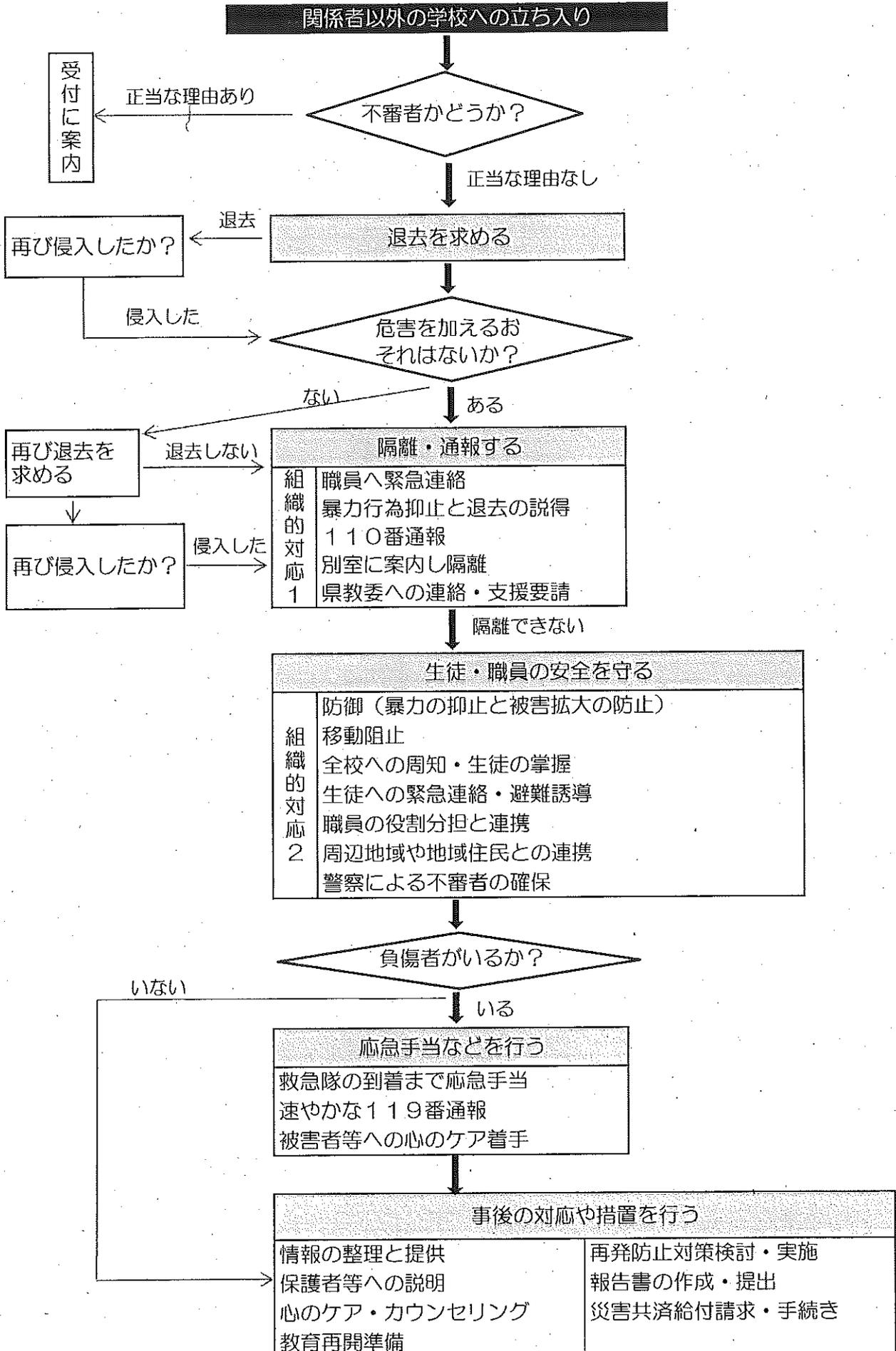


※臨時休業や授業の開始時間の判断について

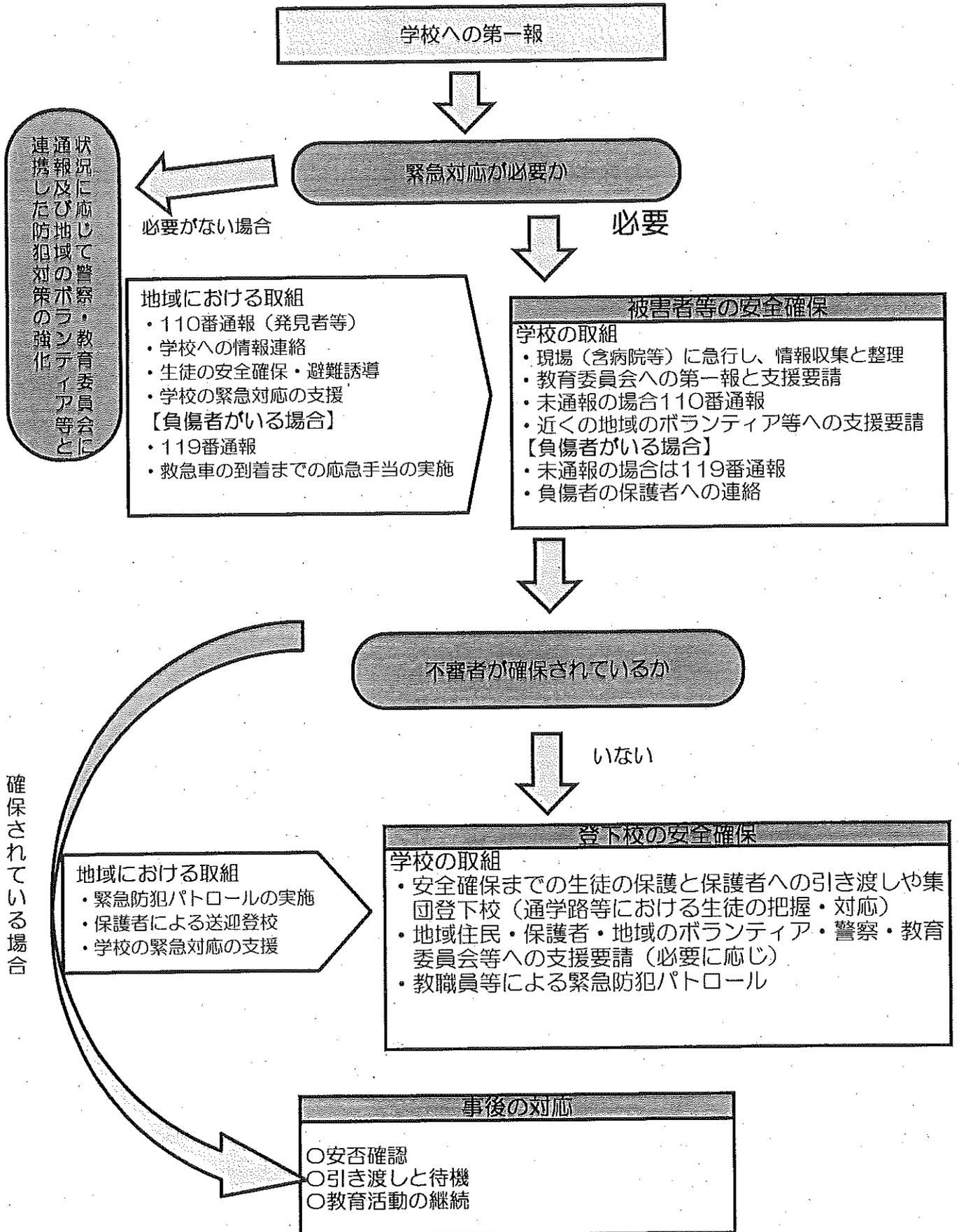
○早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校を開始することが可能。

5 不審者への対応

(1) 不審者侵入時の対応



(2) 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応



6 様々な事故への対応

(1) 交通事故への対応

ア 交通事故に遭った場合の対応について、事前に下記の内容を指導する。

【交通事故現場での対応マニュアル】

1 相手を確認する。

- (1) 運転免許証を見せてもらう。 (2) 運転免許証の氏名・住所をメモする。
- (3) 相手の自宅電話番号、会社名と会社の電話番号をメモする。
- (4) 自分の生徒証明書を見せる。 (5) ナンバープレートを確認する。

2 保護者に連絡する。

すぐに事故の内容（場所・相手の氏名・事故の様子）を伝えて現場に来てもらうようにする。無理なら、直接話してもらう。

3 警察に連絡する。

事故の状態によっては、救急車（119 番）を呼ぶ。

4 学校（担任）に連絡する。

【注意】たとえ小さな事故でも、自分が一方的に悪くても、決して自分一人で判断しないこと。

イ 生徒が交通事故に遭った場合は、以下の対応をする。

【初期対応】

- 事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は必要に応じて 110・119 番通報をした上で、交通事故の現場に急行して事態を把握する。

【二次対応と対策本部】

- 警察、医療機関、PTA等を緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒等への指導などを検討する。
- 重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速に対応する。

【事故状況の調査・報告】

- 事故発生状況や原因に関わる事実を調査・記録し、県教委に報告する。（管理職）

【当事者となった生徒への対応】

- 事故後に生徒がとった対応を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行う。

【心のケア】

- 交通事故の当事者となったり目撃者となったりすることで心に深い傷を負った生徒は、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性があるので適切にケアを行う。

(2) 熱中症への対応

ア 環境温湿度等を測定し、「熱中症予防運動指針」（日本体育協会）や「熱中症予防情報サイト」（環境庁）等を参考に運動を行う。

イ 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い生徒は暑い中で無理に運動をさせない。

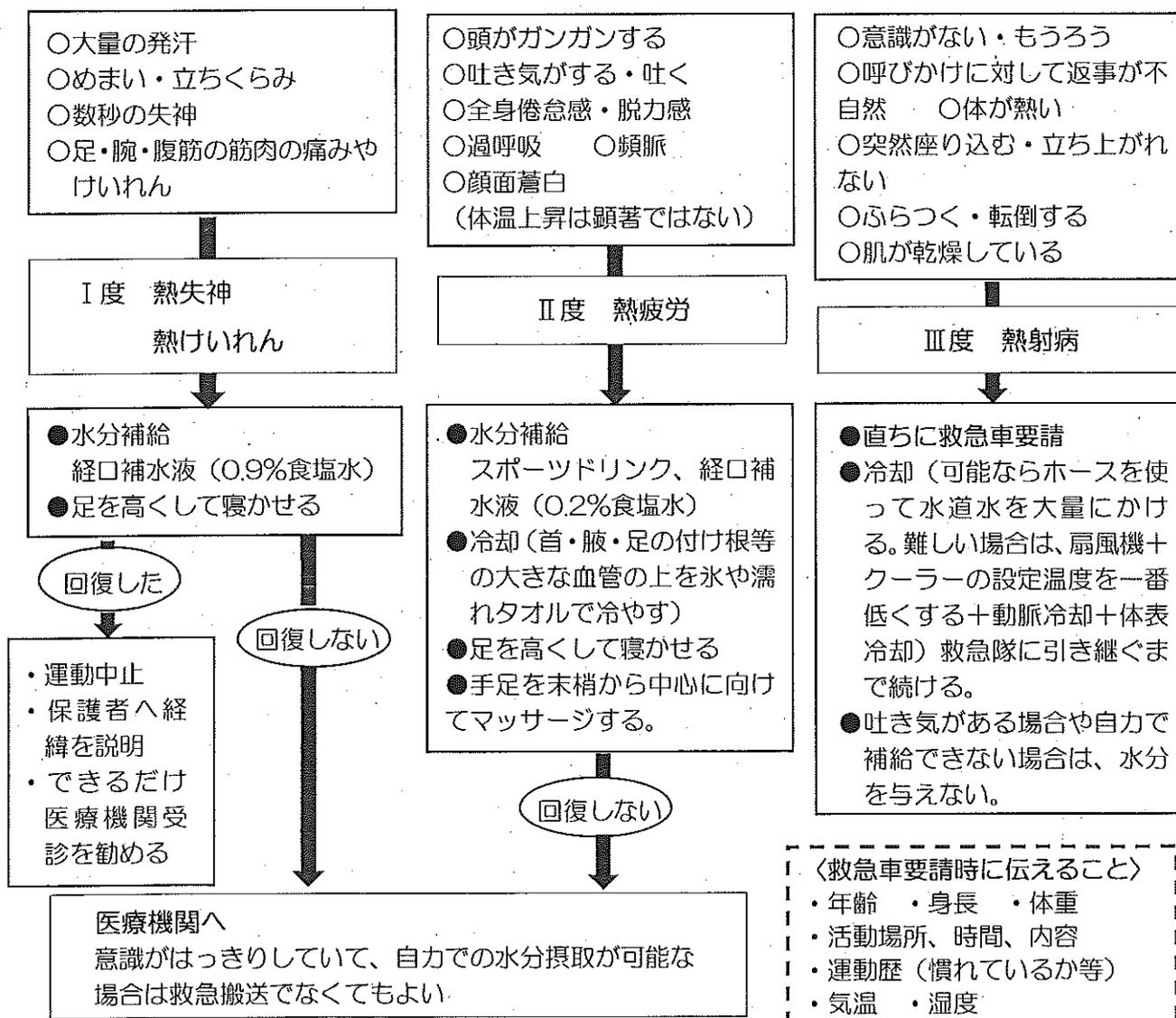
ウ 梅雨明けなど急に暑くなったときは暑さに慣れていないため、軽めの運動から慣らしていく。

エ けいれん、ふらつき、めまい、吐き気など熱中症を疑う症状があればすぐに救急車を要請し、同時に応急処置（涼しい場所に避難させ、衣服を緩めて体を冷却し、水分を補給させる。）を行う。

○熱中症運動指針

	対応	WBGT	湿球温度	乾球温度
原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。	31℃～	27℃～	35℃～
嚴重警戒	持久走などの体温が上昇しやすい運動は避ける。	28℃～	24℃～	31℃～
警戒	積極的に水分を取り、水分・塩分を補給する。	25℃～	21℃～	28℃～
注意	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	21℃～	18℃～	24℃～
ほぼ安全	適宜、水分・塩分を補給する。	21℃未満	18℃未満	24℃未満

○熱中症の病型と救急処置



(3) 頭頸部外傷への対応

ア 頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、①意識の状態、②運動能力（まひ、筋力低下）、③感覚異常（しびれ、異常感覚）、④呼吸の状態の4つを確認し、動かさないで速やかに救急車を要請する。

イ 脳震とうによる意識消失から回復した場合も、速やかに受診し、医師の指示を仰ぐ。

ウ 頭部打撲の場合6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察を依頼する。

(4) 食物アレルギーへの対応 (p 3も参照)

ア 生徒の「保険関連留意点等一覧」を作成し、正確な情報を把握して共有する。

イ アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態になることがあり、迅速かつ適切な対応が求められるため、対象生徒がいればエピペンの使い方などの研修を行う。

発見者「観察」

- 生徒から離れず観察する。→緊急性を判断する。
- 呼び掛けに反応がなく呼吸がなければ心肺蘇生法（人工呼吸2回＋胸部圧迫 30回）を絶え間なく行う。※管理職への報告よりも救命措置を優先する。
- 助けを呼び、人を集める。→職員等に「準備」「連絡」を依頼する。
- 次の1つでもあればエピペンを使用する。

消化器の症状	・繰り返し嘔吐を続ける	・持続する（我慢できない）お腹のいたみ
呼吸器の症状	・のどや胸がしめつけられる	・声がかすれる
	・犬が吠えるような咳	・持続する強い咳込み
	・ゼーゼーする呼吸	・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い	・意識がもうろうとしている
	・脈を触れにくい、不規則	・ぐったりしている
		・尿や便を漏らす

教職員A「準備」 ○AEDやエピペンの準備、使用又は 介助

教職員B「連絡」 ○管理職、養護教諭等へ連絡、状況により校内放送でさらに人を集める。
→救急車の要請、保護者への連絡を指示

教職員C「記録」 ○観察を開始した時刻、5分ごとの症状、エピペン等処置の内容を記録

教職員D「その他」 ○担架で保健室に搬送、救急車の誘導、他の生徒への対応等

(5)救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）（詳細な内容はp5に記載）

疾病者の発生・意識の確認 → 反応があれば観察を続け、必要に応じて医療機関を受診させる。

↓（反応なし）

119番通報、AEDの依頼（協力者を求める）

↓

※AED設置場所（1カ所）…生徒玄関のみ

気道確保、呼吸の確認 → 呼吸があれば観察を続け、救急隊に引き継ぐ。

↓（呼吸なし）

心肺蘇生法（人工呼吸2回+胸部圧迫30回）

↓

→ 呼吸が回復すれば観察を続け、救急隊に引き継ぐ。（以下同じ）

AEDを使用 → 心肺蘇生法を継続 → 救急隊に引き継ぐ

【病院搬送時の基本的対応】

学校で事故が発生 → 救急車を要請 → 保護者に緊急連絡 → 救急車に同乗 → 保護者に説明

- 保護者に病院に同行してもらるか病院で合流する。教職員はできるだけ複数で対応する。
- 保護者がすぐに病院に来られない場合は、医師の説明やけが等の状況を正確に記録する。

【「日本スポーツ振興センター災害共催給付制度」加入者への治療費の給付】※保健室で申請

- 学校の管理下で生じ5,000円以上の治療費が発生したけが等に対して支給される。

《付記》

このマニュアルの初版は、令和5年2月に整理・統合して作成しました。

以下に改訂年月を記載します。

令和〇年〇月改訂（第2版）